（法務委員会）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額等の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額の改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を引き上げる。

二、その他の改定

一般の政府職員の例に準じて、次長検事及び検事長に転居手当を支給する。

三、施行期日等

一は、公布の日から施行し、一による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、令和八年四月一日から適用する。二は、令和九年四月一日から施行する。